

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引業等に関する内閣府令

規制の名称：店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた規制導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：平成30年12月25日

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

日本の店頭外国為替証拠金取引（店頭FX取引）市場は、その取引規模で見ると、2010年度の2,000兆円程度から近年は5,000兆円程度まで拡大し、その建玉残高で見ても、2010年度の3兆円程度から近年は6兆円程度と増加しており、店頭FX取引を行う業者（店頭FX業者）の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、投資家や取引先に損失を与え、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システムリスクにつながる可能性がある。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

##### 〔課題、課題発生の原因〕

- ① リーマン・ショック以降、G20ピッツバーグ・サミット的首脳声明を受けて、店頭デリバティブ取引については、各国において、清算集中義務等が導入されたほか、金融市場インフラが準拠すべき原則（FMI原則）が取りまとめられたところ。各国の清算機関においては、当該原則に基づく体制が整備され、「極端であるが現実に起こり得る市場環境において」、「広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバー」するだけの財務資源の確保等が行われている。一方、

店頭FX取引については、こうした規制の直接の対象とはなっていないため、国際合意に基づく体制の整備が行われていないが、仮に店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システムリスクにつながる可能性がある。

このため、店頭FX業者に対しても、店頭FX取引に伴うリスクが実現し損失を抱えた場合であっても、これを吸収できるだけの十分な自己資本を確保させることが適当であり、厳格かつ適正なストレステストを実施させ、経営の健全性を確保させる等、リスク管理体制の強化を促す措置が必要である。

- ② 店頭FX業者は顧客との間で直接取引を行っていることから、両者は利益相反関係にあるが、現状、日々の取引について検証する枠組みは設けられていない。

店頭FX取引の公正性・透明性の確保のためには、第三者であり、店頭FX業者に対する監督権限を有する自主規制機関や当局において、店頭FX業者の取引について、不正な取引等が行われていないか検証することが適当であり、そのためには、店頭FX業者に自主規制機関へ取引データを報告させるための措置が必要である。

#### 【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、監督指針を改正し、①ストレステストを実施すること、②ストレステストの結果を踏まえ、経営の健全性を確保するための措置を講じること、③店頭FX取引に伴うリスク情報を開示すること、④取引データを自主規制機関に報告することについて、監督上の着眼点として明記することにより、対応を促していくことが考えられる。しかしながら、店頭FX業者への強制力が欠けることとなることから、実効性を確保するためにも法令による規制手段の採用が妥当である。

#### [改正の内容]

- ① 店頭FX業者に対し、決済リスク管理の強化に向けた体制整備や業務運営を確保する観点から、その所属する金融商品取引業協会の規則に基づくストレステストの実施を義務付け、そのストレステストの結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、経営の健全性を確保するための措置を講じるよう求める。

また、店頭FX業者に対し、その顧客や取引先にFX取引に伴うリスク情報を提供するため、未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率の開示を求める。

- ② 店頭FX業者に対し、顧客に不利な価格で約定するといった不正な取引等を防止する観点から、日次で自主規制機関に取引データの報告を求める。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

① ストレステストの実施については、46社の店頭FX業者において、システム整備等の費用が発生する。

② 情報の開示及び取引データの報告については、54社の店頭FX業者において、システム整備等の費用が発生する。(平成30年3月末時点)

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

① 国において、店頭FX業者が、適切にストレステストを実施し、そのストレステストの結果を踏まえ、必要があると認められる場合には経営の健全性を確保するための措置を講じているか検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。

② また、国において、店頭FX業者が自主規制機関に報告した取引データについて、自主規制機関から当局への報告を受けて、不正な取引等が行われていないか検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

店頭FX業者に、①ストレステストの実施、②ストレステストの結果を踏まえた経営の健全性を確保するための措置、③店頭FX取引に伴うリスク情報の開示を義務付けることにより、決済リスク管理体制が強化される。

店頭FX業者が、自主規制機関に取引データを報告することにより、自主規制機関において、各店頭FX業者の取引を検証することが可能となる。こうした取引データの報告制度の導入により、一般の投資家が行う店頭FX取引において、不正な取引等が抑制され、公正性・透明性が向上する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

—

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

店頭FX取引について、①店頭FX業者の決済リスク管理体制の整備により、リスクが顕在化した場合であっても、十分な決済能力が確保され、②取引データの報告制度を導入し、公正性・透明性が向上することにより、投資者にとって信頼性のある市場となる。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方

が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本案については、店頭FX業者において、ストレステストの実施及び情報の開示並びに取引データの報告に対応するためのシステム整備等の費用が発生するが、その一方で、便益として、店頭FX業者の決済リスク管理体制が強化されるほか、取引データの報告制度が導入されることにより、不正な取引等を防止することが見込まれる。

これらの便益の増加は、店頭FX業者の経営の健全性確保に資するとともに外国為替市場や金融システムの安定化及び市場全体の信頼性向上にもつながり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられることから、本案は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### [代替案の内容]

- (1) 店頭FX業者の決済リスク管理を強化するため、店頭FX取引及びそのカバー取引を金商法上の清算集中義務の対象とする。
- (2) 店頭FX取引の公正性・透明性を向上させるため、店頭FX取引及びそのカバー取引を金商法上の取引情報蓄積機関への取引情報の保存・報告制度の対象とする。

### [費用]

- (1) 店頭FX業者において、初期費用として清算参加者へ清算を委託するためのシステム整備費用等が発生するほか、運用費用として取引の都度、清算参加者への手数料支払いが発生する。また、清算参加者において、清算取次ぎを行うためのシステム整備費用等が発生する。さらに、清算機関において、店頭FX取引及びそのカバー取引を清算するためのシステム整備費用等が発生する。

国においても、店頭FX業者における清算集中の状況を検査・監督するための費用、清算参加者における清算取次ぎの状況を検査・監督するための費用、清算機関における清算業務を検査・監督するための費用が発生する。

- (2) 店頭FX業者において、店頭FX取引及びそのカバー取引を保存・報告するためのシステム整備費用等が発生する。また、取引情報蓄積機関において、店頭FX取引及びそのカ

バー取引の取引情報を受け付けるためのシステム整備費用等が発生する。

国においても、店頭FX業者における取引情報の保存・報告に関する状況を検査・監督するための費用、取引情報蓄積機関における取引情報の取扱い状況を検査・監督するための費用のほか、店頭FX取引及びそのカバー取引を保存・報告・分析するためのシステム整備費用等が発生する。

[効果]

本案と同等。

[副次的な影響及び波及的な影響]

上記と同様。

[費用と効果の比較]

代替案は、本案よりも費用が嵩む一方、便益は本案と同等程度であると想定される。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

店頭FX業者が行った店頭FX取引の未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。